

## 八王子市高齢者住居賃貸代行保証料補助金交付要綱

平成 20 年 4 月 1 日 施行

改正 平成 21 年 4 月 1 日  
平成 23 年 4 月 1 日  
平成 24 年 4 月 1 日  
平成 28 年 4 月 1 日  
平成 31 年（2019 年）4 月 1 日  
令和 2 年（2020 年）4 月 1 日  
令和 3 年（2021 年）4 月 1 日

### （趣旨）

第 1 条 この要綱は、高齢者自らが居住する住居の賃貸にあたり、保証人の代行制度を利用する際に、八王子市が予算の範囲内において交付する補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和 35 年八王子市規則第 19 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### （目的）

第 2 条 この補助金の交付は、市内居住の高齢者世帯が住宅を賃貸するにあたり、保証人の代行制度を利用する際に、その費用の一部を補助することで経済的な負担を軽減し、住み慣れた地域での安心した生活の実現を図ることを目的とする。

### （補助対象者の要件）

第 3 条 この補助金の交付対象となる者は、65 歳以上の一人暮らし世帯または 65 歳以上の者のみの世帯の世帯主のうち、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- （1）親族等保証人となる人がいないことにより民間等の住居賃貸代行保証制度を利用していること
- （2）世帯全員が現に市内の民間賃貸住宅に在住し、かつ、住民基本台帳法により八王子市の住民基本台帳に記録した日から 6 か月以上経過していること
- （3）世帯員全員の当該年度の住民税が非課税であること
- （4）生活保護法の規定による保護を受けていないこと

### （補助金額）

第 4 条 高齢者世帯に対して交付する補助金の額は、世帯主が前条第 1 号に規定する制度を利用した場合に支払った額の 2 分の 1 に相当（100 円未満切り捨て）する額とし、10,000 円を限度とする。ただし、保証の期間が 1 年以上のもの 1 回の支払いに対して、1 回の補助に限るものとする。

### （交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、第 3 条第 1 号に規定する制度の保証料の支

払い日の属する年度の3月31日までに、高齢者住居賃貸代行保証料補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 代行保証料を支払いしたことを証明する領収書、又は市長がこれに相当すると認めたもの
- (2) 賃貸契約書の写し(保証人の署名等が記載されていること)

(交付決定及び却下)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、適当と認めたときは、高齢者住居賃貸代行保証料補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の交付を不相当と認めたときは、高齢者住居賃貸代行保証料補助金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

(補助金の請求及び受領)

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者は、市長が指定する方法により補助金を請求し、その交付を受けるものとする。

(補助金の終期)

第8条 この補助金については、補助金制度見直し方針に基づき終期を設定する。

2 前項に規定する終期が到来したときは、市は補助金交付について再検討をし、継続又は廃止を決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。